

商店街とスタートアップ等の  
シン・コラボを創出！

## 商店街コラボ創出事業の補助対象事業の募集

この度、京都市では、スタートアップをはじめ、民間事業者等と商店街の連携促進により、商店街の企画力や実行力を補強しつつ、消費創出等の新たな取組の支援や商店街内の空き店舗等を活用したスタートアップ拠点づくりを支援する「商店街コラボ創出事業」に係る補助制度を創設しましたので、補助対象事業を募集します。

### 1 事業概要（詳細はホームページ・交付要綱で御確認ください）

#### (1) 新消費創出促進事業補助金

##### ア 補助対象者

商店会、地域商業ビジョン推進団体、個人又は法人の事業者

##### イ 補助対象事業

商店会又は地域商業ビジョン推進団体と民間事業者等が連携し、商店街を舞台として行う取組であり、新たな価値の創造による既存顧客と異なる層の誘客等、消費創出につながる取組

##### ウ 補助対象経費

広報費、報償費、人件費、施設整備費、店舗改修費、備品等のリース料、通信運搬費、使用料、賃借料、委託費、消耗品費等

##### エ 補助率・補助上限額

補助率1/2、補助上限額100万円

※ 新たな消費創出であって、かつ地域の課題解決につながる公益性を有する取組は、補助率を2/3に引き上げます。

##### オ 申請受付期間

令和6年9月2日（月）～ 令和6年11月29日（金）（当日消印有効）

#### (2) 空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金

##### ア 補助対象者

スタートアップ（ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持つ創業10年目以内の個人又は法人の事業者であって、短期間で急成長を目指すもの）等

##### イ 補助対象事業

市内の商店街に新たな事業所を開設する事業

##### ウ 補助対象経費

賃料、事業所整備費

##### エ 補助率・補助上限額

補助率2/3、補助上限額400万円

##### オ 申請受付期間

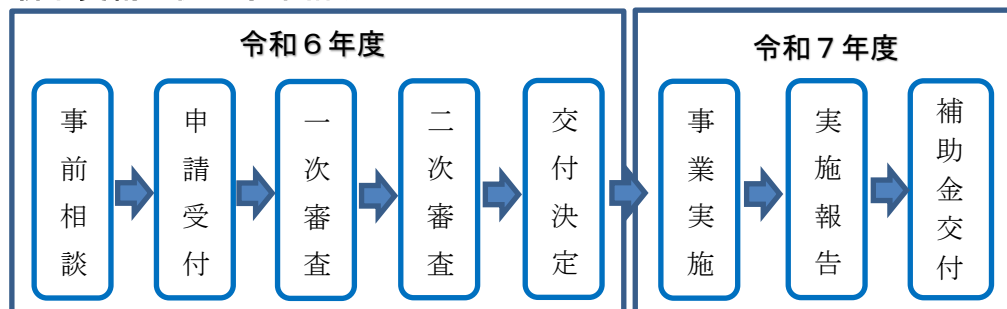
一次 令和6年 9月2日（月）～ 令和6年 9月30日（月）（当日消印有効）

二次 令和6年12月2日（月）～ 令和6年12月27日（金）（当日消印有効）

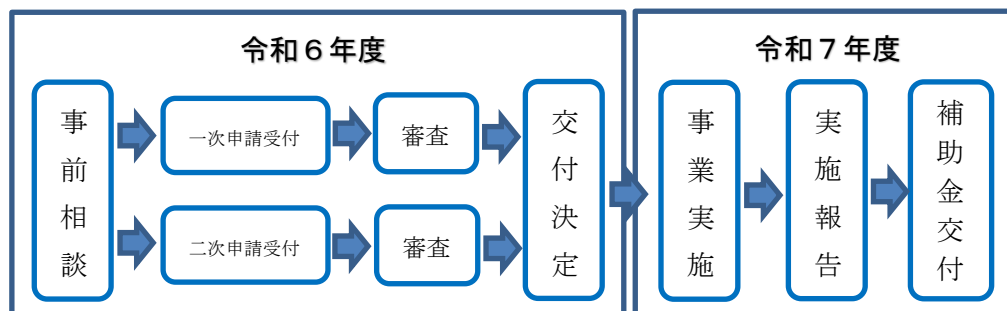
※ 両補助金とも、申請前に、京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室への事前相談が必要です。

## 2 補助金交付までのスケジュール

### (1) 新消費創出促進事業補助金



### (2) 空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金



## 3 事業対象期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

※ 令和7年4月より前に実施するものでも、実施完了が令和7年4月以降になるものであれば、対象となる場合があります。

## 4 申請方法

- (1) 申請書等：必要な場合は下記からダウンロードしてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000330405.html>

- (2) 受付方法：郵送又はE-mail

- (3) 提出先：（住所）〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

（E-mail）shogyo@city.kyoto.lg.jp

（宛 名）京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室  
商業振興担当

※ 申請される前に必ず「6 お問い合わせ先」に事前にご相談ください。

## 5 その他

- (1) 御不明な点や御検討中の取組内容等については、随時御相談ください。  
(2) 記載事項に虚偽が判明した場合等は、補助金の返還を求めます。

## 6 お問い合わせ先

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（担当：宮田、土田、前田）

電話（075）222-3340